

官報

号外 昭和三十一年十二月十二日

○第二十五回 衆議院會議録第十七号

昭和三十一年十二月十二日(水曜日)

議事日程 第十号

午後一時開議

- 第一 結核予防審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件
- 第二 売春対策審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件
- 第三 旧軍人等の遺族に対する恩給の特例に関する法律案(第二十四回国会、大平正芳君外十一名提出)
- 第四 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(第二十四回国会、赤城宗徳君外三名提出)
- 第五 関税及び貿易に関する一般協定の議定の追加に関する第六議定書の受諾について承認を求めるの件(参議院送付)

●本日の會議に付した案件
議員伊藤好道君逝去につき院議をもつて弔詞を贈呈することとし、その弔詞は議長に一任するの動議(小林銈君提出)
日程第一 結核予防審議会委員任命につき国会法第三十九条但書

の規定により議決を求めるの件
日程第二 売春対策審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件
アメリカ合衆国ニュー・ヨークにおいて開催の国際連合第十一回総会に出席するための日本政府代表及び同日本政府代表顧問任命につき外務公務員法第八条第三項の規定により議決を求めるの件

日程第三 旧軍人等の遺族に対する恩給の特例に関する法律案(第二十四回国会、大平正芳君外十一名提出)
日程第四 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(第二十四回国会、赤城宗徳君外三名提出)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第五 関税及び貿易に関する一般協定の議定の追加に関する第六議定書の受諾について承認を求めるの件(参議院送付)
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

日中貿易促進に関する決議案(岸信介君外二名提出)
原爆被害者の治療に関する決議案(岸信介君外二名提出)

午後五時十九分開議
○議長(益谷秀次君) これより會議を開きます。

○議長(益谷秀次君) 御報告いたすことがあります。議員伊藤好道君は去る十二月十日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。この際、弔意を表するため、小林銈君から発言を求められております。これを許します。小林銈君。

〔小林銈君登壇〕
○小林銈君 ただいま議長から御報告になりました故衆議院議員伊藤好道君に対し院議をもつて弔詞を贈呈し、その弔詞はこれを議長に一任するの動議を提出いたします。(拍手)

私は、ここに、諸君の御同意を得て、議員一同を代表し、つつしんで哀悼の辞を申し述べたいと存じます。
伊藤君は、去る十日早朝、病魔のため、卒然として逝去いたしました。まことに驚愕、悲痛きまわりないものがござります。

伊藤君は、明治三十四年十二月愛知県津島市に生まれ、長じて第一高等学校を経て、大正十一年東京大学法学部に進まれました。大学においては、當時の進歩的学生の集まりであった東大新人会に参加せられ、その有力なるメンバーとして、純真なる青年の意気と崇高なる理想とを抱いて大いに活躍されたのでございますが、これこそ君の全生涯を貫く社会主義の研究と実行との源泉となつたものと思ひるのでございます。(拍手)

大正十四年優秀なる成績をもつて法学部卒業後、日本経済新聞の前身であります中外商業新報社に入社されましたが、その研究心の旺盛なる、さらに進んで、勤務のかたわら、東大経済学部にいわれる学士入学をされまして、昭和三年同学部をも御卒業になったのであります。

中外商業時代は、もっぱら経済部にあって、国内経済の諸問題の研究や、対外的な通商関係の調査等に従事せられたのであります。その性格上、いわゆるジャーナリスト的ではなく、学究的にその知識と研さんとを積み重ね、着々功績をあげられたのでございます。同社において、「中外財界」編集主任、論説委員、さらに経済部次長等に累進せられ、中堅幹部として重きをなしておられたのであります。この間における深い研究と豊かな経験とが後年衆議院議員としての君のなほなほしい御活躍の基盤を作つたものであることは申すまでもございせん。

昭和十二年、不幸にしていわゆる人民戦線事件に連座されましたために職を退かれ、つづきに辛酸をなめられたのでございますが、事件終了後、すなわち昭和十四年、満鉄調査部の嘱託となられ、自來数年間、静かに経済問題の調査研究に天与の才能をもつて没頭せられたのでございます。
終戦後は、躍如として社会の第一線に立たれ、雑誌「デモクラシー」の編集長に就任され、社団法人社会主義政治経済研究所の理事となられ、また、経済復興会議中央常任委員、生産復興運動本部書記長として、社会主義の立場より、わが国経済の復興対策の樹立とその推進に尽力されたのであります。君が社会党に入党されたのは実に昭和二十年のことでありましたが、たちまち衆望を集められ、昭和二十四年には

昭和三十一年十二月十二日 衆議院會議録第十七号

結核予防審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件
より議決を求めるの件 国連連合第十一回総会に出席するための日本政府代表等任命につ
き外務公務員法第八条第三項の規定により議決を求めるの件
旧軍人等の遺族に対する恩給の特例に関する法律案(二案)

一五〇

中央執行委員となり、次いで政策審議
会副会長に就任されるに至ったのであ
ります。

君が本院に議席を有するに至られた
のは、昭和二十七年の第二十五回衆議
院議員総選挙に、郷里の愛知県第四区
より出馬して、みごと当選の栄を得ら
れたときでありまして、その後引き続
き現在に至るまで、当選三回、在職実
に四年三月に及んでおるのでありま
す。

君が本院議員に当選するや、たちま
ちその鋭鋒を現わし、まことに目ざま
しい活躍を示されたことは、私がここ
にこれこれ申し上げるまでもなく、各
位のすでに十分御承知のことであるで
しょう。すなわち、君は社会党の政策
審議会長に選ばれ、政策立案の最高責
任者として、国民経済の向上発展に終
始一貫精励努力を重ねられたものであ
ります。君の立案施策は、深い洞察と
透徹した理論とによる鋭い追求より生
まれ来たものでありまして、これ
は、君がたびたび本議場及び予算委員
会等において行われた質疑討論を通じ
て、あまねく大衆の熟知するところで
ございまして。(拍手)かくて、君はその
全力を傾けて党の方針と政策とを確立
すべく努められたのでありまして、国
政審議のために、また社会党のために
尽された君の功績は、まことに顕著
なるものがあつたのでございまして。
(拍手)

昨秋における左右両社会党統一の際
には、君は、統一大会準備委員会の綱
領政策小委員長として、そのきわめて
困難なる事業の推進に当られ、ついに
二大政党対立の時代を実現せしめたの
でございまして、このかくかくたる功

績は後世長く政治史上に伝わるものと
信じております。(拍手)

去る昭和二十八年には、スエーデン
の首都ストックホルムにおける社会主
義インターナショナル第二回大会に出
席し、日本社会党のために万丈の気炎
を吐き、歸途西航、英仏その他欧州各
国を訪問して、つぶさに政治経済の情
勢を視察し、かつ国際親善に寄与され
たことは甚大なるものでございまして。
社会党統一後も引き続き政策審議会
長の任にあられ、来春の党大会に備え
て、経済五カ年計画要綱案の立案に渾
身の努力を傾注されていたのでありま
す。しかるに、不幸、突如として病を
得られ、君が気魄による闘争も、親近
の身を削るがごとく看護も、ついにそ
の効なく、今や幽明所を異にし、ほほ
えめるがごとき君の温容は再び相見
ることができません。まことに痛惜のき
わみでございまして。(拍手)

君は、資性英明、理論に長じ、計数
に詳しく、鋭い理解力と判断力とを身
につけておられました。また、君は、
事に臨み、沈思熟慮、その真相を把握
し、分析し、深くこれを掘り下げて、
もって事理を明らかにせずばやまず
する態度やまことに穩健、説くところ
や実に明快であつたのでございまして。
かくのごとき、君は、きわめてすぐれ
た素質、天分に恵まれていたばかりで
なく、豊富な体験と該博なる知識とを
有し、しかも、高潔なる人格と高邁な
る識見とをあわせておられたのでござ
います。さればこそ、政治家としての
君は、その政策面において、また人物
面において、社会党の支柱として絶大
なる信望を一身に集め、将来に嘱望せ

られていたことは当然といわなければ
なりません。(拍手)

第二十五臨時国会に臨み、真に平素
の健骨強身のため疲勞の極、去月つい
に病床に倒れるに至られたので、初め
は病名すらよくわからず、疲勞のため
とのみ診断せられておつたのでござい
ますが、君が長きにわたるところの心
身の無理使いは、今やいかんともいた
しがたいところまで浸潤していたらし
く、一日も早く登院をしたいとあせつ
ておられた君の念願もついにこれをか
なえてあげる由なく、この国会中つい
に溘焉としてゆかれたのでございま
して、これこそ、この議政壇上に倒れた
と何ら異なるところなく、(拍手)政治
家としての真骨頂を発揮せられたもの
と信ずるのでございまして。(拍手)

今や、わが国民民主政治もよりやく軌
道に乗り、二大政党が政策をもつて相
競りゆく時代に至りました。このと
き、年齒いまだ知命を越ゆることわず
か五才、前途洋々、今後の活躍が大い
に囑目されていた君が、練達にして有
為の才能を抱きながら突如として去ら
れたことは、社会党員各位の哀惜悲痛
はさぞかしとお察しいたします。とも
に、二大政党対立上互いに切磋琢磨し
て政治の向上に貢献しなければならぬわ
れらの悲嘆もまた言葉に尽されないも
のがございまして。(拍手)

ここに、いささか君の生前の功績を
追慕いたしまして、静かにその風格を
しのび、つつしんで追悼の言葉といた
します。(拍手)

○議長(金谷秀次君) ただいま小林君
から提出されました動議に御異議あり
ませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認
めます。よつて、動議は可決せられま
した。(拍手)

ここに議長の手元において起草いた
しました文案があります。これを朗読
いたします。
衆議院ハ議員伊藤好道君ノ長逝ヲ哀
悼シ恭シク弔詞ヲ呈ス
この弔詞の贈呈方は議長において取
り計らいます。

日程第一 結核予防審議会委員任
命につき国会法第三十九条但書
の規定により議決を求めるの件
○議長(金谷秀次君) 日程第一につき
お諮りいたします。内閣から、結核予
防審議会委員に参議院議員勝保松君を
任命するため、国会法第三十九条ただ
し書きの規定により本院の議決を得た
いの申し出があります。右申し出の
通り決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認
めます。よつて、その通り決しまし
た。

日程第二 究春対策審議会委員任
命につき国会法第三十九条但書
の規定により議決を求めるの件
○議長(金谷秀次君) 日程第二につ
きお諮りいたします。内閣から、究春対
策審議会委員に参議院議員一松定吉君
及び同藤原道子君を任命するため、国
会法第三十九条ただし書きの規定によ
り本院の議決を得たいとの申し出があ
ります。右申し出の通り決するに御異
議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認
めます。よつて、その通り決しました。

○議長(金谷秀次君) なお、内閣か
ら、アメリカ合衆国ニューヨークにお
いて開催の国際連合第十一回総会に出
席するための日本政府代表に参議院議
員佐藤尚武君を、また、同日本政府代
表顧問に本院議員植原悦二郎君、同北
村徳太郎君、同岡岡駒吉君、参議院議
員岡田宗司君及び同黒川武雄君をそれ
ぞれ任命するため、外務公務員法第八
条第三項の規定により本院の議決を得
たいとの申し出があります。右申し出
の通り決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認
めます。よつて、その通り決しまし
た。

日程第三 旧軍人等の遺族に対す
る恩給等の特例に関する法律案
(第二十四回国会、大平正芳君外
十一名提出)
日程第四 一般職の職員の給与に
関する法律の一部を改正する法律案
(第二十四回国会、赤城宗徳君外三
名提出)
一般職の職員の給与に関する法律
の一部を改正する法律案(内閣
提出)

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急
動議を提出いたします。すなわち、こ
の際、日程第三及び第四とともに、内
閣提出、一般職の職員の給与に関する
法律の一部を改正する法律案を追加し
て、三案を一括議題となし、委員長の
報告を求め、その審議を進められんこ
とを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられまし

日程第三、旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律案、日程第四、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。委員長長の報告を求めます。内閣委員長山本兼吉君。

旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律案

旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律

(この法律の趣旨)

第一条 本邦等において負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡した旧軍人又は旧軍人等の遺族に対する扶助料及び遺族年金については、この法律の定める特例によるほか、恩給法(大正十二年法律第四十八号)及び戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)の定めるところによる。

(遺族年金の支給の特例等)

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十一年法律第三十一号)による改正前の恩給法(以下「改正前の恩給法」という。)第二十一条に規定する軍人又は準軍人(以下「旧軍人等」という。)の死亡につき戦傷病者戦没者遺族等援護法以下「援護法」という。)第三十四条第二項の規定の適用により同条第一

項の規定による弔慰金の支給を受けた者(この法律の施行前に支給を受けた者を含む。)がある場合において、当該旧軍人等が管内に居住すべき者が、昭和十六年十二月八日から昭和二十年九月一日までの間に本邦その他政令で定める地域(援護法第四十二条第二項に規定する戦地の区域(当該区域が戦地であつた期間に限る。)を除く。)における在職期間(援護法第三十三条に規定する在職期間をいう。以下同じ。)内においてその職務に關連して負傷し、又は疾病にかかり、その在職期間内又は在職期間経過後一年(厚生大臣の指定する疾病については、三年とする。)以内に、これにより死亡したものであるときは、援護法第二十三条の規定の適用については、当該旧軍人等の遺族は、同条第一号に掲げる遺族とみなし、援護法第三十四条第一項の規定の適用については、当該弔慰金は、同条第二項の規定の適用によらないで支給を受けたものとみなす。ただし、当該旧軍人等の負傷又は疾病が昭和十九年一月一日前に生じたものである場合においては、その負傷又は疾病が職務に關連することが顯著であると認められる場合に限る。

2 旧恩給法の特例に関する件(昭和二十一年勅令第六十八号)の施行前に、旧軍人等の死亡につき改正前の恩給法(以下「改正前の恩給法」という。)第二十一条に規定する軍人又は準軍人(以下「旧軍人等」という。)の死亡につき戦傷病者戦没者遺族等援護法以下「援護法」という。)第三十四条第二項の規定の適用により同条第一

項の規定による弔慰金の支給を受けた者(この法律の施行前に支給を受けた者を含む。)がある場合において、当該旧軍人等が管内に居住すべき者が、昭和十六年十二月八日から昭和二十年九月一日までの間に本邦その他政令で定める地域(援護法第四十二条第二項に規定する戦地の区域(当該区域が戦地であつた期間に限る。)を除く。)における在職期間(援護法第三十三条に規定する在職期間をいう。以下同じ。)内においてその職務に關連して負傷し、又は疾病にかかり、その在職期間内又は在職期間経過後一年(厚生大臣の指定する疾病については、三年とする。)以内に、これにより死亡したものであるときは、援護法第二十三条の規定の適用については、当該旧軍人等の遺族は、同条第一号に掲げる遺族とみなし、援護法第三十四条第一項の規定の適用については、当該弔慰金は、同条第二項の規定の適用によらないで支給を受けたものとみなす。ただし、当該旧軍人等の負傷又は疾病が昭和十九年一月一日前に生じたものである場合においては、その負傷又は疾病が職務に關連することが顯著であると認められる場合に限る。

3 旧軍人等の遺族で前二項の規定の適用により援護法第二十三条第一号に掲げる遺族とみなされるものに對し同条の規定により遺族年金を支給する場合においては、当該遺族年金の額は、同法の規定により支給すべき遺族年金の額の十分の六に相当する額とする。

4 前三項の規定に基く遺族年金に關する援護法の適用については、同法第二十五条第一項中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和二十八年四月一日」と、「昭和二十七年四月二日」とあるのは「昭和二十八年四月二日」と、第二十九条第二号中「昭和二十七年三月三十一日」とあるのは「昭和二十八年三月三十一日」と、第三十条第一項中「昭和二十七年四月」とあるのは「昭和二十八年四月」と、「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和二十八年四月一日」ととする。

(扶助料給付の特例)

第三条 旧軍人等の死亡につき、援護法第三十四条第二項の規定の適用により同条第一項の規定による弔慰金の支給を受けた者(この法律の施行前に支給を受けた者を含む。)がある場合において、前条の規定の適用により当該弔慰金が同法第三十四条第二項の規定の適用によらないで支給を受けたものとみなされるときは、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。)附則第三十五条の第二項の規定の適用についても、当該弔慰金は、援護法第三十四条第二項の規定の適用によらないで支給を受けたものとみなす。

2 前項の規定の適用により旧軍人等の遺族に對し法律第五十五号附則の規定による扶助料を支給する場合における当該扶助料の年額は、恩給法第七十五条第一項第一号に規定する場合の扶助料の年額に相當する金額に恩給法の規定により旧軍人等の遺族に給する恩給の金額を計算する場合におけるその計算の基礎となるべき俸給年額により定めた別表の率を乗じて得た金額の年額とする。

3 第一項の規定の適用がある場合においては、法律第五十五号附則第三十五条の第二項中「死亡した者の遺族」とあるのは「死亡した者の遺族及び支給を受けた弔慰金の旧軍人等の遺族に對する恩給等の特例に關する法律(昭和三十一年法律第 号)第二条第二項の規定の適用により同条第一項の規定により戦傷病者戦没者遺族等援護法第三十四条第二項の規定の適用によらないで支給を受けたものとみなされる場合の遺族」と、法律第五十五号附則第三十五条の第二項中「死亡したかどうかの認定」とあるのは「死亡したかどうかの認定及び当該旧軍人又は旧軍人等の死亡が旧軍人等の遺族に對する恩給等の特例に關する法律(昭和三十一年法律第 号)第二条第二項の規定の適用により同条第一項の規定による扶助料を支給する場合における当該扶助料の金額を計算する場合におけるその計算の基礎となるべき俸給年額により定めた別表の率を乗じて得た金額の年額とする。」

附則
1 この法律は、昭和三十一年一月一日から施行する。
(経過規定)
2 この法律の規定に基く扶助料及び遺族年金は、昭和三十一年一月分から支給するものとする。
(扶助料の年額の改定)
3 この法律の施行の際、現に旧軍人等の死亡につき恩給法第七十五条第一項第一号に規定する場合の扶助料を受ける者で、第三条の規定に基く扶助料を受けることとなるものについては、昭和三十一年一月分以降その扶助料の年額を第三条第二項の規定により計算して得た年額に改定するものとする。
(遺族年金の支給時期の特例)
4 この法律の規定に基く遺族年金で昭和三十一年一月分から同年三月分までのものは、政令で定める同年四月以後の時期に支給する。
(一時扶助料を受けた場合の扶助料の年額)
5 この法律の施行前に法律第五十五号附則の規定により一時扶助料を受けた者がこの法律の規定に基く扶助料を給せられることとなる場合においては、当該扶助料の年額は、当該一時扶助料の金額の十五分の一に相當する金額を控除した金額とする。

4 前項の規定の適用により旧軍人等の遺族に對し法律第五十五号附則の規定による扶助料を支給する場合における当該扶助料の年額は、恩給法第七十五条第一項第一号に規定する場合の扶助料の年額に相當する金額に恩給法の規定により旧軍人等の遺族に給する恩給の金額を計算する場合におけるその計算の基礎となるべき俸給年額により定めた別表の率を乗じて得た金額の年額とする。

附則
1 この法律は、昭和三十一年一月一日から施行する。
(経過規定)
2 この法律の規定に基く扶助料及び遺族年金は、昭和三十一年一月分から支給するものとする。
(扶助料の年額の改定)
3 この法律の施行の際、現に旧軍人等の死亡につき恩給法第七十五条第一項第一号に規定する場合の扶助料を受ける者で、第三条の規定に基く扶助料を受けることとなるものについては、昭和三十一年一月分以降その扶助料の年額を第三条第二項の規定により計算して得た年額に改定するものとする。
(遺族年金の支給時期の特例)
4 この法律の規定に基く遺族年金で昭和三十一年一月分から同年三月分までのものは、政令で定める同年四月以後の時期に支給する。
(一時扶助料を受けた場合の扶助料の年額)
5 この法律の施行前に法律第五十五号附則の規定により一時扶助料を受けた者がこの法律の規定に基く扶助料を給せられることとなる場合においては、当該扶助料の年額は、当該一時扶助料の金額の十五分の一に相當する金額を控除した金額とする。

昭和三十一年十二月十二日 衆議院會議録第十七号 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律案外二案

別表

俸 給 年 額	率
四三〇、八〇〇円以上のもの	一〇・〇割
三六七、二〇〇円をこえ四三〇、八〇〇円未満のもの	一〇・〇割に四三〇、八〇〇円と退職当時の俸給年額との差額一五、六〇〇円ごとに〇・四割を加えた割合
二五九、二〇〇円をこえ三六七、二〇〇円以下のもの	一一・五割
二四九、六〇〇円をこえ二五九、二〇〇円以下のもの	一一・五割に二六八、八〇〇円と退職当時の俸給年額との差額九、六〇〇円ごとに一〇・〇割を加えた割合
一八、二〇〇円をこえ二四九、六〇〇円以下のもの	一三・五割
一一四、六〇〇円をこえ一八、二〇〇円以下のもの	一五・〇割
九七、八〇〇円をこえ一一四、六〇〇円以下のもの	一五・〇割に一一八、二〇〇円と退職当時の俸給年額との差額三、〇〇〇円ごとに〇・四割を加えた割合
九四、八〇〇円をこえ九七、八〇〇円以下のもの	一七・六割
九一、八〇〇円をこえ九四、八〇〇円以下のもの	一八・〇割
八八、八〇〇円をこえ九一、八〇〇円以下のもの	一八・四割
七九、八〇〇円をこえ八八、八〇〇円以下のもの	一八・四割に九一、八〇〇円と退職当時の俸給年額との差額三、〇〇〇円ごとに〇・四割を加えた割合
七九、八〇〇円以下のもの	一九・九割

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、
平年度約十一億円の見込である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の
一部を改正する法律の一部を改正する法律案
一般職の職員の給与に関する法

律の一部を改正する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。
7 高等学校等教育職員級別俸給表又は中学校、小学校等教育職員級

別俸給表の適用を受ける教育職員（人事院の指定する者を除く。）のうち、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）若しくは学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（同法第九十九条の大学を除く。）を卒業した者、旧教員免許令（明治三十三年勅令第三百三十四号）による中学校高等女学校教員免許状若しくは高等学校高等科教員免許状を有する者又は人事院がこれらの者と同等以上の資格を有すると認める者（以下「教育職員」という。）については、人事院の定めるところにより、その定める日において、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百八十五号）附則別表に掲げて、その者の俸給月額を同表に掲げる新俸給月額とみなし、予算の範囲内で、その月額に対応する号俸より二号俸をこえない範囲内の号俸の額に調整し、その額をもつてその日におけるその者の俸給月額とすることができ。

8 人事院は、教育職員を新たに採用する場合における俸給の基準については、前項の規定の趣旨を考慮し、適切な措置を講じなければならない。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費
この法律を施行するには経費を要するが、その所要額は、この法律に基く人事院の定によつて決定され、また、人事院の指定する日の定め方によつては、必ずしも本年度に要するとは限らない。この法律の趣旨によつて俸給月額の調整を完全実施

するとすれば、その所要額は、約三億八千万円の見込である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。
第十九条の四第二項中「百分の二百」を「百分の二百三十」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四第二項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）本則第三号及び防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十八条の二第二項において準用する場合並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二十条第三項（南方連絡事務局設置法（昭和二十七年法律第二百十八号）第七條第三項において準用する場合を含む。）の規定により基く場合を含む。）の規定の昭和三十一年における適用については、同項中「百分の二百三十」とあるのは、「百分の二百をこえ百分の二百三十をこえない範囲内において、各庁の長又はその委任を受けた者が定める割合」とする。

〔報告書は会議録追録に掲載〕
〔山本衆吉君登壇〕
○山本衆吉君 ただいま議題となりました三法案につきまして、内閣委員会

における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律案について申し上げます。

本案は自由民主党の大平正芳君外十一名の提出にかかるものでありまして、その提案趣旨について御説明申し上げますと、太平洋戦争の機相ないしはその際における召集基準の変更などにかんがみまして、旧軍人または旧軍人で、内地を初め満州、朝鮮、台湾、樺太など戦地に指定されなかった地域において、その職務に関連して死亡した場合、これを公務によつて死亡した場合に準じて取り扱い、これら旧軍人等の遺族に対しましては特別な扶助料または遺族年金を支給することとし、もつて旧軍人等の遺族を援護しようとするのがその目的であります。

〔議長退席、副議長着席〕

次に、法案の内容のおもなる点について申し上げますと、第一点は、旧軍人等の遺族で、戦傷病者戦没者遺族等援護法第三十四条第二項の規定によりまして、同条第一項の規定による弔慰金を受けた者のうち、当該旧軍人等で、営内に居住すべき者が、昭和十六年十二月八日から昭和二十年九月一日までの間における在職期間中、本邦及び政令で定める地域で、戦地以外の区域においてその職務に関連して負傷しまたは疾病にかかり、その在職期間内または在職期間経過後一年以内に、厚生大臣の指定する疾病にあつては三年以内に、その傷病が原因となつて死亡したものである場合におきましては、これを公務による死亡に準じて取り扱うこととし、これに該当する旧軍人等

の遺族に対しましては、通常の遺族年金額の六割に相当する特別な遺族年金を支給することにいたしております。

まして、提案者並びに政府当局に対し、質疑を行なったのでありますが、これらの詳細につきましては何とぞ会議録によつて御承知を願います。

病が昭和十九年一月一日前に生じた者につきましては、その負傷または疾病が特に職務に関連することが顯著であると認められた場合に限ることとしております。第二点は、以上のよう
に、旧軍人等の死亡が公務死に準じて取り扱われる場合に該当するとき
十二月五日質疑を終了し、本案に對する内閣の意見を求めましたところ、反対意見のない旨が述べられたのであります。かくて、討論省略、採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。

は、これら旧軍人等の遺族はこれを恩給法上の遺族と見なし、その死亡原因については恩給局長の審査を必要とすることなく、これに對しましては普通

なお、本案に對し、委員全員より旧軍人等の遺族に對する恩給等の特例に關する法律案に對する附帶決議

過般の太平洋戦争は、近代的科学戦であり、国を挙げての総力戦体制のもとに、国内も戦場化するに至つた実情を考慮し、旧軍人等と同様の立場でその犠牲となつた者の遺族に對しても、政府は、本法律案の趣旨にかんがみ、速やかに、適切な措置を講ずべきである。

て、上級者になるほど薄くなつておるのであります。この特別な扶助料または遺族年金に明年一月分からこれを支給することとし、受給者がこれを受け取るのは明年四月以降となるのであります。

次に、赤城宗徳君外三名提出の、一般職の職員との給与に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律

本案は、去る第二十四回国会において本委員会に付託され、提案者より提案理由の説明を聞き、提案者及び政府当局に質疑を重ねた後、継続審査となり、今国会におきましては去る十二日本委員会に再付託となつたものであります。かような次第でありますので、今回は、提案理由の説明を省略いたします。

案につきまして御報告申し上げます。現在、教育職員との給与制度につきましては、俸給決定の諸要素のうちで、特に経歴年数の要素が重要視され、学歴等、他の要素は大きな比重をなしていないのであります。一方、教育職員免許制度においては、学歴の要素は高く評価されておるのであります。

相違がそのまま免許状の相違に結びつけられておるのであります。それにもかかわらず、この学歴の要素が給与制度に明確に反映せしめられておらぬため、同一年令の者を比較した場合、高学歴者が低学歴者に比べて必ずしも高い給与を受けてはおらぬという実情にありますので、これら高学歴者の俸給額の調整をはかることを目的として、本改正案が提出されたのであります。

次に、改正点の要旨を申し上げます。

と、第一点は、高等学校等教育職員級別俸給表または中学校、小学校等教育職員級別俸給表の適用を受ける教育職員員中、旧制大学もしくは新制大学を卒業

業した者、旧中学校、高等女学校教員免許状もしくは旧高等学校高等科教員免許状を有する者、または人事院がこれらの方と同等以上の資格を有すると認める者につきましては、予算の範囲内で、人事院の定めるところにより、その定める日におきまして、二号俸をこえない範囲内で俸給月額を調整する

ことができるものとしたことであります。第二点は、人事院は、教育職員の初任給基準につきましても、右の趣旨を考慮して適切な措置を講じなければならぬものとしたことであります。

本法案は、去る二十四国会に提出され、自来継続審議中のものであります。

ので、本委員会におきましては、提案理由の説明を省略し、十二月五日直ちに質疑に入ったのでありますが、その詳細は委員会会議録によって御承知願うことといたします。

質疑を終了し、国会法第五十七条の三の規定により内閣側の意見を聴取いたしましたところ、田中政府委員よ

り、本案実施には十数億の財源を必要とし、また教育職員の初任給は他の一般職員に比べ高くなっておるので、財政上、制度上適當でない旨の答弁がある。

つづきものと決したのであります。

なお、本案議決後、委員全員を代表いたしまして受田委員より次の附帯決議案の提出があり、これまた全会一致をもって可決されたのであります。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する

る附帯決議

本法の実施に當つては、政府は、昭和二十九年一月一日において中学校、小学校等教育職員級別俸給表の四級から九級までの職務の級に属することとなつた教育職員並びに大学等の教育職員のうちで学歴、資格の高いものについても、適切な措置

を講ずること。
右決議する。
以上であります。
次に、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきま

して御報告いたします。

まず、提案の理由及びその内容について申し上げます。国家公務員の給与

に關しましては、御承知のように、去る七月十六日、人事院より国会及び内閣に対して報告及び勧告が行われましたが、政府は、この人事院勧告を尊重する方針のもとに鋭意検討いたしました結果、その内容については今日なお考究を必要とするものがあり、かつ多額の経費を必要とするために、目下の

ところ早急に結論を得ることが困難な状況にあります。しかし、人事院勧告の中の「毎年三月に俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額の〇・一

五ヶ月分に相当する特別手当を支給するものとする。」との点につきましては、勧告の趣旨にかんがみ、すみやか
にその趣旨を達成することが妥当であ

るとの結論に達しました。けれども、
 勧告の通りに特別手当という新しい手
 当の制度を設けますことは給与体系を
 さらに複雑にするおそれがありますの

で、すでにある期末手当を増額することによりその趣旨を実現することがより適当であると考えまして、この際、

国家公務員に対し十二月十五日に支給する期末手当の額を〇・一五カ月分増額することにした次第であります。なお、本改正法律案により増額されることとなる部分の本年十二月における支給につきましては、各庁の長が既定人件費の節約等によりまかない得る範囲内で定める割合により支給する

こととしております。以上が本法律案の提案理由並びに内容の概略であります。

本法律案は、十二月十一日国会に出、即日本委員会に付託となり、直ち

に政府より提案理由の説明を聴取するとともに、審査に入つた次第であります。

ここに質疑のおもなる点について申し上げますと、まず第一に、赤字財政に悩む地方公務員に対する措置についてはどうかとの質問につきましては、政府から、地方においても、国同様、既定経費の節約等によつてまかなうものといしますが、特に資金繰り上必要やむを得ない地方団体に対しては短期

昭和三十一年十二月十二日 衆議院會議録第十七号 関税及び貿易に関する一般協定の譲許の追加に関する第六議定書の受諾について承認を求めるの件

委員長の報告を求めます。外務
委員長前尾繁三郎君。

関税及び貿易に関する一般協定の
譲許の追加に関する第六議定書の
受諾について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議
決した。よつて国会法第八十三条に
より送付する。

昭和三十一年十一月二十八日
参議院議長 松野 鶴平
衆議院議長 谷 秀次殿

関税及び貿易に関する一般協定の
譲許の追加に関する第六議定
書の受諾について承認を求める
の件

関税及び貿易に関する一般協定の
譲許の追加に関する第六議定書の受
諾について、日本国憲法第七十三条
第三号ただし書の規定に基づき、国会
の承認を求める。

関税及び貿易に関する一般協定の
譲許の追加に関する第六議定
書

関税及び貿易に関する一般協定
(以下「一般協定」といふ)の締結国
政府(以下「締結国」といふ)は、一般
協定に基き二以上の締結国により行
われる関税交渉のための手続及びそ
の交渉の結果を一般協定の下に実施
するための手続について合意し、

一般協定の締結国であるオースト
リア連邦、オーストリア共和国、
ベルギー王国、カナダ、チリ共和
国、キューバ共和国、デンマーク王
国、ドミニカ共和国、フィンランド
共和国、フランス共和国、ドイツ連

邦共和国、ハイチ共和国、イタリ
ア共和国、日本国、ルクセンブル
グ大公国、オランダ王国、ノール
ウェー王国、ベルギー、スウェーデン王
国、トルコ共和国、グレート・ブリ
テン及び北部アイルランド連合王国
及びアメリカ合衆国の政府(以下「交
渉締結国」といふ)は、前記の手続
に従つて関税交渉を行い、また、そ
の交渉の結果を実施することを希望
し、

次のとおり協定した。
1 この議定書に附属している各交
渉締結国の譲許表は、それが2の
規定に従つて効力を生じた時か
ら、その締結国に関する一般協定
の譲許表とみなす。

2 交渉締結国に関する附属譲許表
は、その締結国がこの議定書に署
名した後、書記局長がその締結国
からその譲許表に含まれる譲許を
適用する旨の通告を受領した日の
後三十日、又はその通告を行う
締結国が定める一層早い日に効力
を生ずるものとし、その譲許表に
含まれる譲許は、その譲許表に別
段の定めがない限り、同時に効力を
生ずる。

3 前項の通告を行つた交渉締結国
は、この議定書に附属している譲
許表に定める譲許であつて、同項
の通告を行つていない交渉締結国
との間で最初にそれについての交
渉が行われたと同項の通告を行つ
た交渉締結国が決定するものにつ
いては、いつでもその全部又は一
部を停止し、又は撤回することが
できる。ただし、

(a) 前記の譲許の全部又は一部を
停止する交渉締結国は、その停
止の日の後三十日以内に締結国
団にこの旨を通知し、かつ、要
請があつたときは、当該産品に
ついて実質的な利害關係を有す
る締結国と協議しなければなら
ず、

(b) 前記の譲許の全部又は一部を
撤回する交渉締結国は、その撤
回を行うに先立ち、締結国団に
対し三十日以上予告を行い、
かつ、要請があつたときは、当
該産品について実質的な利害關
係を有する締結国と協議しなけ
ればならず、また、

(c) 前記の譲許のうち停止され、
又は撤回されたものは、それに
ついて最初に交渉した締結国に
関する前項の通告が書記局長に
より受領された日の後三十日目
の日以降は適用されなければな
らない。

4 一般協定第二条中同協定の日付
に言及する場合において、この議
定書に附属している譲許表につ
いては、これを議定書の日付と読み
替えて適用する。

5 (a) この議定書は、書記局長に寄
託するものとし、千九百五十六
年五月二十三日から千九百五十
六年十二月三十一日までジュ
ネーヴの締結国団本部において
署名のため開放される。
(b) 書記局長は、すみやかに、一
般協定の各締結国に対し、この
議定書の認証原本を送付し、ま
た、この議定書への各署名及び

2の各通告について通告しなけ
ればならない。
6 この議定書の日付は、千九百五
十六年五月二十三日とする。この
議定書の規定は、2及び3の規定
に従つて効力を生ずる。

ジュネーヴにおいて、この議定書
に附属している譲許表に別段の定め
がある場合を除きともに正文である英
語及びフランス語により、本書一通
を作成した。

オーストラリア連邦のために
G・ジョケル
オーストリア共和国のために
ハインツ・シュタンデンナート
ベルギー王国のために
P・A・フォルム
ブラジル合衆国のために
ビルマ連邦のために

カナダのために
L・D・ウィルグレス
セイロンのために

チリ共和国のために
F・ガルシア・オルディニ
キューバ共和国のために
カメーホ・ホル・A
チェコスロヴァキア共和国のた
めに

デンマーク王国のために
フィン・グンデラック
ドミニカ共和国のために
F・A・M・ノエルティン
フィンランド共和国のために
H・フォン・クノリング

フランス共和国のために
ドンス
ドイツ連邦共和国のために
ヘルムート・クライン
ギリシャ王国のために
ハイティ共和国のために
A・アッドール
インドのために
インドネシア共和国のために

イタリア共和国のために
ジュセッペ・フェルレッシュ
日本国のために
田付繁一
ルクセンブルグ大公国のために
A・デュール
オランダ王国のために
ベンティンク
ニュー・ジブランドのために

ニカラグア共和国のために
ノールウェー王国のために
H・A・プロック
パキスタンのために
ペルーのために
マック・デ・ラ・フエンテ・
ロケル
ローデシア及びニアサランドの連
邦のために

スウェーデン王国のために
P・B・コルベルイ
トルコ共和国のために
ハイタ
南アフリカ連邦のために
グレート・ブリテン及び北アイル
ランド連合王国のために
C・W・サンダーズ

アメリカ合衆国のために
ハーバート・V・プロクナウ
ウルグアイ共和国のために
附属書
交渉締結国の譲許表
(第三十八表以外の表は省略)
第三十八表 日本国の譲許表
この譲許表は、英語のみを正文と
する。

第一部 最惠国関税率表

輸入税番号	品 名	税 率
三〇一のうち	野菜、海藻(食用に適するものに限り)、果実及びナット 一のうちも及びなし(かん詰、びん詰又はつぼ詰の ものに限り)	二割七分
三二〇のうち	果汁及び糖水 一のうち果汁(砂糖を加えたもので、しよ糖(天然に 含有するものを含む)の重量が全重量の百分の十を こえないものに限り)とし、オレンジジュースを除 く)	二割七分
三二一のうち	二 その他のうち果汁(砂糖を加えないもので、天然 に含有するしよ糖の重量が全重量の百分の十をこえ ないものに限り)とし、オレンジジュースを除く)	二割二分五厘
三二四のうち	ソース(トマトケチャップ及びトマトソースを除く)	一割八分
三三二のうち	魚介類 一のうちえび(生鮮又は冷凍のものに限り)	五分
三三六	ビール	三割五分
三三九のうち	酒類(別号に掲げるものを除く) バーボンウィスキー及びライウィスキー	四割
三四一のうち	ただし、容器には内容品が当該品目であることを表 示するレッテルがはり付けてあり、かつ、そのレッ テルが原産国の政府又は政府代行機関により証明さ れているものに限り	
五〇一のうち	飲食物(別号に掲げるものを除く) 二 その他のうち野菜スーパ及び野菜ジュース(気密 容器入のものに限り) 植物性搾油	一割七分
五一九のうち	炭化水素油(別号に掲げるものを除く) 二 その他(動植物性油脂、せつけん、アルコール等 を加えたものを含む) 乙 その他のうち グリース アルキル・アシル炭化水素油の混合物 化粧せつけん、洗たくせつけん、薬用せつけんその他の 洗淨用せつけん(せつけん質を主成分とするものに限 る)	一割 一割八分 一割五分
五二六のうち	一のうち化粧せつけん(薫香を付けたものに限り) 合成樹脂(原料用のものに限り)とし、別号に掲げる ものを除く)	二割七分
六六六のうち	一 塩化ビニル系及び酢酸ビニル系のもの 二 その他のうちポリエチレン、ポリスチレン及びメ チルメタクリル樹脂	二割 二割
六八五のうち	化粧品 二のうち口紅、紅、クリームその他の油、脂又は蠟の 製品(香油、ボマード及びひげそり用のものを除く) 三のうちおしろい 四 その他のうち油、脂又は蠟の製品以外の化粧品 (液状又はペースト状のものに限り)とし、ひげ そり用のものを除く)	三割 三割 三割
六九五のうち	薬材、化学薬、医薬及びこれらの調合品(別号に掲げる ものを除く) エチレングリコール	三割 二割

七二九のうち	グロリテトラサイクリンその他の抗生物質及びこれらの製剤 ジエチルアミノアセト・二・六・キシリジッド ワニス、パイロキシリンラッカー及び合成樹脂を含む塗料(別号に掲げるものを除く。) ワニス 合成樹脂塗料 纖維素塗料その他のラッカー(合成樹脂塗料及び絶縁塗料を除く。) 人造纖維織物	一割七分 一割五分
九〇七のうち	一のうち合成纖維織物又は合成纖維と醋酸纖維素纖維との交織物(織幅が百二十七ミリメートルをこえるものに限るものとし、パイル織物、タオル地、レース地、網地、絞織布、撚織布、タイヤコード及びこれらに類するものを除く。) 注 この譲許は、千九百五十八年六月三十日から実施する。	二割
一〇二二のうち	くつその他のはき物 二 その他のうちくつその他の革製のはき物(ゴム底又はコンポジション底のもの及び帆布製革底のものを含み、スリッパその他の室内用はき物を除く。) 身辺用細貨類(寶石、半寶石、銀又は白金族の金属を用いたものに限る。) 衣類、衣類の付属品及びその部分品(別号に掲げるものを除く。) 二 その他 乙 その他 洋服及び外とう(使用していないもので、綿製のものに限るものとし、メリヤス製のものを除く。) 洋服及び外とう(使用していないもので、毛製又は毛を交えたものに限るものとし、メリヤス製のものを除く。) 紙製品(別号に掲げるものを除く。) 紙製及び板紙製の容器(紙袋を除く。) 紙物及びその製品(別号に掲げるものを除く。) 二 その他のうち高温耐火セメント、高温耐火火ボンディングモルタルその他の高温耐火性建設材料	二割七分 二割五分 四割五分
一〇一六のうち		二割七分
一〇一七のうち		四割五分
一一四二のうち		二割一分
一一三三のうち		二割二分五厘
一一三三のうち		一割三分
一一三三のうち		一割五分
一一三三のうち	ガラス製品(別号に掲げるものを除く。) 二 その他 乙 その他(ガラスれんが、ガラスタイルその他の建設用ガラス材料(鋼たもの又はプレスしたものに限る。)、普通ガラス製のびん、フラスコその他の容器及び栓(吹製、プレス又は型押し、外の加工をしていないものに限る。)、家庭用、ホテル用、旅館用及び料理店用の食器その他の器物、身辺用細貨類、衛生用具若しくは水道用具又はこれらの付属品、家具及び備付品、事務用品並びに美術品及び蒐集品を除く。) 鉄鋼(別号に掲げる特殊鋼を除く。) 六 線(リードワイヤ、パラゴンワイヤを含む。のち鋼線(金属をめぐらしてないものに限るものとし、炭素の含有量が全重量の百分の〇・七以上で、横及び縦の含有量がそれぞれ全重量の百分の〇・〇三以下の線を除く。) 絶縁電線(海底電信線、海底電話線、ゴムを用いた鋼線及びフレキシブルコードを除く。) くさり(別号に掲げるものを除く。) 二 その他 甲のうちに鉄鋼製のもの(自転車用のものを除く。) 機械用の刃物(金属、木材その他の硬質物切削用のものに限る。)、工匠具、農具及びこれらの部分品(別号に掲げるものを除く。) 一のうちにピット 圧力計(真空計を含む。) 金銭登録機、計算機その他これらに類するもの及びこれらのものの部分品 一のうちに手動式計算機 蓄音機(ラジオ受信装置を有するものを含む。) 蓄音機(コインオペレート式のものを限る。) 蓄音機(レコードプレーヤーを含み、コインオペレート式のものと電気蓄音機(ラジオ受信装置を有するものに限る。))を除く。) 蓄音機(ラジオ受信装置を有するものを含む。の部分品及び付属品(ラジオ受信装置用のものを除く。)) 蓄音機用レコード	一割五分
一四〇五のうち		一割五分
一五二二のうち		一割八分
一五一五のうち		一割五分
一五二二のうち		一割八分
一六二二		一割八分
一六二七のうち		一割五分
一六三三のうち		一割五分
一六三四のうち		三割
一六三四のうち		二割

一六三七のうち
電信機、電話機及びこれらの部分品（別号に掲げるものを除く。）
一割五分

一のうちに有線電話機
三 テレビジョン受像機及びそのシャシのうちブラウン管の映像面の最大径が五十三・三四センチメートル以上で五十八・四二センチメートル未満のもの
二割五分

四 その他
乙 その他のうちに有線電信機及び有線電話機の部分品
一割五分

一六四二のうち
自動車（自動三輪車及び原動力機をついたシャシを含む。）
二割七分

二 その他（バス、トラック、けん引車、救急車、消防車、散水車、道路掃除車及び液体運搬車を含み、無限軌道式のものを除く。）のうち
ストラッドルキャリアー（シャシの下に荷物をかかえて運搬するものに限り。）
二割七分

トラック（輪距が二百五十四センチメートルをこえ、積載能力が十トン以上のものに限り。）
二割七分

のとし、自動三輪車を除く。
自動車の部分品（自動車用トレーラーを含み、原動力機を除く。）
三割

一六四三のうち
二 その他のうち電気装置及び照明具
一割五分

ボイラーの部分品及び附属品（かん胴、波形炉筒及びブローカーを除く。）
一割五分

一六五〇のうち
内燃機関
二 その他のうち
一 一つの重量が二百五十キログラムをこえないもの（航空機用の内燃機関を除く。）
一割五分

一つの重量が二千五百キログラムをこえ、一万キログラムをこえないもの（航空機用の内燃機関を除く。）
一割五分

一六七二のうち
ミシン（ミシンの頭部を含む。）
一割五分

家庭用ミシン（足踏式のものを除く。）
一割五分

一六七九のうち
木工機械
一割五分

一六八四のうち
製紙準備機械（ストックメーカー及びバルプレファイナーを除く。）
一割五分

一六八六のうち
機械（別号に掲げるものを除く。）
一割五分

一六八八のうち

クリーム分離機（直径が百五十ミリメートル未満のコンカルディスクを有するものに限り。）
一割五分
試験機
事務用機器（統計機械、簿記会計機械並びにディクタフォンその他の録音機及び再生機を除く。）
一割五分
バルブ製造機械
空気調節装置（キャビネット式のものを含み、出力が五馬力未満の電動機により作動するものに限り。）
一割五分
可搬式電気機器（家庭用のものに限り。）
一割五分
洗たく機及び扇風機を除く。
電気冷蔵庫（キャビネット式のもので、容量が〇・一四一六立方メートル以上で〇・一九八二立方メートルをこえないものに限り。）
一割五分
機械の部分品（別号に掲げるものを除く。）
五 その他のうち
一 内燃機関用のピストン及びピストンリング（航空機用、自動車用及び自動自転車用のものを除く。）
一割五分
二 内燃機関用気化器（航空機用、自動車用及び自動自転車用のものを除く。）
一割五分
三 内燃機関部分品（ピストン、ピストンリング、燃料噴射装置及びその部分品、気化器並びに航空機用、自動車用及び自動自転車用のものを除く。）
一割五分
四 点火栓（自動車用及び自動自転車用のものを除く。）
一割五分

一七三三のうち
合成樹脂（塩化ビニル系及び酢酸ビニル系の第一次製品に限る。）
二割
写真用フィルム（現像したものを含む。）
一七三六のうち
二 その他
甲 映画用のもの
甲の一 生のもののうち
映画用天然色フィルム（幅が三十五ミリメートルのものに限る。）
三割
映画用フィルム（幅が十六ミリメートルのものに限るものとし、天然色のものを除く。）
三割

第二部 特恵関税率表

該当するものはない。

一五八

み。政府は、コモン及びインコムの緩和と民間通商代表部設置並びに直接決済による支払方式を確立するために必要なる措置を早急に採り、やがて政府間貿易協定を締結する等日中貿易の一層の促進を図るべきことを要望する。

右決議する。

〔加藤高藏君登壇〕

○加藤高藏君 私は、ここに、自由民主党並びに日本社会党共同提案にかか

わりまする日中貿易促進に関する決議案の趣旨を御説明申し上げ、議員各位の御賛同をお願いいたします。ことに、政府においてこれが趣旨を了とせられ、万端漏なく適切な措置を講ぜられんことを要するものであります。(拍手)

まず、決議案を朗読いたします。

日中貿易促進に関する決議案
本院は、日本並びに中国の双方で開催した商品見本市の成果にかんがみ、政府は、コム及びチンコムの緩和と民間通商代表部設置並びに直接決済による支払方法を確立するため必要なる措置を早急に採り、やがて政府間貿易協定を締結する等日中貿易の一層の促進を図るべきことを要する。

右決議する。
現下の国際情勢の推移と、日本並びに中華人民共和国において相互に開催された商品見本市の成果によって、両国間の貿易関係は著しい拡大の転機を迎えんとしている現状にかんがみ、政府は、この際コム並びにチンコムの制限を一そう緩和し、日中両国間に、民間通商代表部の相互設置と直接決済による支払い方法を確立するとともに、科学技術の交流を促進し、やがては政府間貿易協定を結ぶなど、日中貿易の一層の促進と発展のために最善の方途を講ずべきである。

以上が決議案並びに提案理由であります。

今さら申すまでもなく、わが国の経済は、その貿易に対する依存度が高いため、世界の経済的動向にきわめて敏感であることは当然であります。このため、わが日本の経済がその自立と繁

栄、安定と発展とを求めめるためには、当然長期かつ永續性のある新市場を確保することが必要であります。その意味におきまして、地理的にも、また歴史的にも、わが国にとって密接な関係のある中華人民共和国との貿易が急速にその比重を高めて参りましたのは、当然のことといわねばなりません。御承知のごとく、私どもは、すでに昭和二十八年七月と本年三月の二回にわたる、衆議院本会議におきまして、日中貿易促進に関する決議案をそれぞれ満場一致可決いたしました。本日ここに上程いたしております日中貿易促進に関する決議案は実に三度目の上程であります。これはまさしく日本国民がひとしく熱望し発展せしめて参りました日中貿易の歴史の三つの段階にそれぞれ照応するものであります。

第一回目の決議は、国民的要望にこたえて、それまで終息しておりました日中貿易を再び復活させた、歴史的な決議でありました。また、本年三月に行われました第二回目の決議は、北京、上海日本見本市の開催を前にいたしまして、特にコムの輸出制限を緩和することを要請するものでありまして、自由主義諸国に先がけて挙行される中国での見本市の成否をかけた、ことに重大なる決議でありました。幸い、政府は、これら国民の声を代表する決議を尊重されまして、北京、上海日本商品見本市への適宜の処置を講ぜられたのであります。

この見本市は、すでに御承知のごとく、本年十月北京において開催され、今また上海において開催中であります。その成果は私どもの予期いたしましたより以上に輝かしいものであります。

した。それは、かつて同じく毎年北京で開催されたソ連や東欧諸国の見本市をはるかにしのぐほどでありまして、入場者が一日平均七万人をこえたという従来その比を見なかつた一事によつても、うかがい知ることができるといふまじやう。のみならず、この見本市において、中国国民は、わが国産業経済の水準に瞠目し、その工業力の高さを再認識するとともに、日常消費物資に對しまして特になつかしさを感じた。この情を新たにいたしましたのであります。これらの所産はすでに日中貿易の面に顕著な影響を現わしておるのであります。西歐諸国に先んじて、わが日本製品が中国六億の国民生活の上に大きな地歩を固める足がかりとなつたことは、まことに御同慶にたえません。このような大きな成果は、実に、民間諸団体の努力とともに、国民的願望の結集のたまものであると信ずるものであります。

さらに、政府は、去る九月にも、また、閣議におきまして、コムの禁輸について特認を一そうゆるめるといふ決定をいたしました。これはまことに時宜に適した措置でありまして、私どもの心から賞賛を惜しまないところであります。これによりわが国の対中国貿易は一段の進歩を見たのであります。しかしながら、その後の世界の趨勢、特に東西貿易の発展を見て参りますと、すでに特認の活用だけでは時代の進展についていけないという情勢であります。今ここにあらためて決議案を提出いたしましたゆえんは、日中貿易が新たな発展の転機に差しかかつて

いるからであります。

すでに中国は第一次五カ年計画を達成しようとしており、目下明後年から開始される第二次五カ年計画の準備を進めておるのであります。これに要する膨大な建設資材、鉄鋼製品等の需要が起つてくることは言を待たないところであります。さらに、この建設について中国六億の国民の生活水準がいささかも高まることを考えますならば、対中国貿易の将来はさらに飛躍的に伸張する可能性があると言えまじやう。西歐諸国は、この際中国の市場を確保するために虎視眈々としておるのであります。地理的に絶対的に有利なわが国が手をこまねいていては、有利なわが国が手を出さなければならぬのであります。わが国の対中国輸出が中国のこの建設にどの程度の比重を占めるか、これが今後の中国市場におけるわが国の地位を決定するものであります。

さらに、最近の日中貿易の発展は、その取引品目その他に著しい変化を見せて参りました。今後、わが国からは機械類、プラント等の輸出が期待され、また中国からは、長期永続的な鉄鉱石、石灰、工業塩、農産品等の輸入が要望されてくるのであります。先ほども申しました通り、西歐諸国は中国市場への進出に懸命の努力を示しております。このような対中国貿易の段階において、私どもは、ぜひともコムの制限を一そう緩和し、また両国間に通商代表部を設置することによつて、この趨勢に対処しなければならな

いと考えるのであります。去る十月、日中貿易促進議員連盟の代表団が中国を訪問いたしました。中国側と日中貿易問題について協議し、日中貿易の一層の促進に関する共同

コミュニケに調印いたしましたわけであり。このとき、中国側は私どもの主張をいれ、民間の代表部を交換することを認めました。また、支払い決済問題については、今直ちに政府が中国政府との間に支払い協定を締結することの困難さは万々承知しておるところであります。しかし、民間為替銀行をして直接決済の方式を確立せしめることは、緊急の要務であり、また可能なことであると考えらるものであります。(拍手)

日中両国間の科学技術の交流もまた重要な問題でありまして、日中両国経済の将来に不抜の関係を打ち立て得るでありまじやうことは、今さら言を待たないところであります。先にプラント輸出が新しい特徴であると申しましたが、これを拡大発展させるためには、政府保証の裏づけがなければ、プラント輸出は一種の冒險となるわけでありまして。ここに強く政府のバック・アップを必要とする段階にきたといわなければなりません。近き将来日中両国の政府間において貿易協定の締結が強く要望されるであろうことは疑いのないところであります。

今こそ、両国貿易の新たな大転換期に直面いたしました。他国に率先してわが国経済自立と発展を確立するためのあらゆる施策を打ち立てるべきであるといえまじやう。幸いに、今国会におきまして日中の共同宣言が可決され、その国交が回復されたのであります。このことは日中両国の関係に對しましても大きな影響を与えずにはおかないのであります。

政府は、このような新たな情勢において国家経済百年の計を打ち立てる

昭和三十一年十二月十二日 衆議院會議録第十七号 原爆被害者の治療に関する決議案

ため、今こそ対中国関係の調整に一そ
の意を注ぐべきときかと存じます。
従いまして、その経済的大道の基礎を
開くために、政府は、本決議の趣旨を
了とせられ、コムの禁輸を一そう緩
和するとともに、民間通商代表部の相
互設置と、直接決済による支払い方式
を確立し、また、最近の課題たる科学
技術の交流を促進せしめ、やがては政
府間貿易協定を締結するなど、日中貿
易の促進のために万全の措置を講じら
れんことを切望いたしまして、簡單な
がら、本決議案の趣旨説明にかゝる次
第でございます。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 討論の通告
があります。これを許します。細迫兼
光君。

【細迫兼光君登壇】
○細迫兼光君 たいだいま議題となりま
した日中貿易促進に関する決議案に対
しまして、私は、日本社会党を代表し
て、これに賛成の意を表するものでご
ざいます。(拍手)

われわれは、日ソ国交回復が最後の
手続を残すのみとなりました今日、日
本・中国間の国交回復問題こそ日本が
当面する最も重要な問題であると考
えております。(拍手) 鳩山総理大臣は、
モスクワからお帰りになりましたとき
に声明を發表されました。その一節
に、日ソ国交回復によつて今や東西へ
の窓は開かれ、と申されました。ま
ことに、今まで長きにわたつて閉じら
れておりました西の窓はまさに開かれ
ようとしております。しかしながら、そ
の西の窓は、日ソ国交回復だけではな
お半開きの形であると申さなければな
りません。西には、今、中国大陸に中
華人民共和国が否認すべからざる政權

として存在しております。この国との
国交が正常ならずして、わが国の國際
的地位が安定したとは言ひ得ない。こ
れは何人にも異論のないところだと信
ずるのであります。(拍手)

思うに、今日日本が目ざして進まな
ければならぬ目標は大よそ次の三つ
の問題に集約せられると思ひます。す
なわち、第一に日本の独立の達成、第
二に平和の確立であり、第三に國民生
活の安定と向上であります。

独立達成のためには、もちろん、こ
れを阻害しているいろいろな事象を
断ち切らなければなりません。が、独立
の基礎、独立の保証は経済の独立に求
めなければなりません。中国大陸と自
由なる経済取引ができないでは、日本
の経済の独立はあり得ないでありま
しょう。(拍手) 日本の経済は近來向上
しているといわれておりますが、朝
鮮戦争のおかげであつたり、アメリカ
の特需、MSA資金に依存したり、ス
エズ運河の開鎖による影響を頼みにし
たり、主としてこういう偶発的な事情
に一喜一憂しなければならぬやうなこ
ういふ経済は、安定した経済、独立
性ある経済とは申されません。東南ア
ジア、東南アジアと呼ばれながら、思
うよりは伸びない東南アジアとの関
係を思ふときに、いよいよ中国との緊
密な経済関係の重要性を痛感せざるを
得ないのであります。すなわち、われ
われは、ここに一步を進めて、中国の
計画的な建設と基本的に緊密に結びつ
くことによつて、初めて日本経済の永
続的な繁榮、自主的な繁榮を期待でき
るに至ると信ずるのであります。ここ
に至つて初めて日本の独立の基礎がで
きるといふなければなりません。

次に、第二の平和の問題であります
が、世界の平和なくしては、特に東洋
の平和なくしては日本の平和はあり得
ないことは言までもありません。東
洋平和を口にして中国との平和関係を
無視することは、耳をおおつて鈴を盗
もうとするにひとしいものといふなけ
ればなりません。(拍手)

次に、第三の、生活の安定の問題。
経済の永続的、自主的な発展なくして
は、國民生活の安定向上はあり得ませ
ん。わが日本経済の永続的な自主的な
発展にとつて、中国の建設計画との緊
密な結びつきが絶対の要件であること
は、先に述べた通りであります。

かくのごとく見てくるときに、現在
日本國民が現に目の前に解決、達成し
なければならぬ課題として持つてお
るところの民族の独立、平和、國民生
活の安定と向上という三つの課題の解
決達成は、中国との国交回復、これが
唯一のかぎであるとは申しませんが、
これが最大の要因であることは断言し
てはばからぬところでございます。

(拍手) 日中国交の回復は、かくのご
とく重要な意義を持つものと信じます。
本決議案は、いまだ十分わが党をして
満足せしむるものではありませんけれ
ども、日中国交回復の漸進のために、
漸進的意義あるものと信ずるのであり
ます。

最後に一言つけ加へまして注意を喚
起しておきたいことは、こうした国の
日中貿易促進、親善関係を積み上げて
いこうとしておるそのことが大切であ
ると信じて、そのために動こうとして
おるときに、未梢的な問題にこだわつ
て、この国の大きな歩みを阻害しない
ように心を配らなければならぬとい

うことであります。(拍手) たゞえば、
かつて、中国見本市の人々に對しまし
て指紋をとることを強要して、不愉快
な印象を招いたことがあります。ある
いは、最近、在日華僑の最も有力な諸
君十二名、この人たちは永住許可証を
持つておられて、あるいは長く親の
代から日本に住んでおるような人もあ
るのでございますが、これら十二名の
強力な華僑に對しまして国外追放を
迫つてやまない官憲があるといふこと
であります。本會議でありますから詳
しくは申しませんが、こういうこと
は、まことに親の心子知らずというや
うな、非常識もはなはだしきものである
といふなければなりません。(拍手) こ
ういふことのないように要望をつけ加
へまして、日中国交回復への漸進的な
意義を持つところのこの決議案に対
し、われわれは賛成の意をここに表す
るのでございます。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) これにて討
論は終局いたしました。

採決いたします。本案を可決するに
御異議ありませんか。

【異議なしと叫ぶ者あり】
○副議長(杉山元治郎君) 御異議なし
と認めます。よつて、本案は可決いた
しました。

この際通商産業大臣から發言を求め
られております。これを許します。通
商産業大臣石橋湛山君。

【國務大臣石橋湛山君登壇】
○國務大臣(石橋湛山君) 日中貿易の
促進につきましては、政府において
は、かねがね留意をいたし、その促進
をはかつて参つたのでありますが、な
お、かような本院から強力な御決議があ
りましたのを力といたしまして、一そ

う今後これに對して力を注ぎたいと存
じますから、このことを申し添えま
す。

原爆被害者の治療に関する決議案
(岸信介外二名提出)
(委員会審査省略要求案件)

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急
動議を提出いたします。すなわち、岸
信介外二名提出、原爆被害者の治療
に関する決議案は、提出者の要求の通
り委員会の審査を省略してこの際これ
を上程し、その審議を進められんこと
を望みます。

○副議長(杉山元治郎君) 長谷川君の
動議に御異議ありませんか。

【異議なしと叫ぶ者あり】
○副議長(杉山元治郎君) 御異議なし
と認めます。よつて、日程は追加せら
れました。

原爆被害者の治療に関する決議案を
議題といたします。提出者の趣旨弁明
を許します。古川文吉君。

原爆被害者の治療に関する決議
案

昭和二十年八月広島市及び長崎市
に投ぜられた原子爆弾は、わが國医
学史上かつて経験せざる特異な障害
を残し、十年後の今日、なお多数の
要治療者をかぞへるほか、これによ
る死者も相繼ぎ、障害者はきわめて
不安な生活を送つており、人道上の
見地から考へてもまことに憂慮にた
えないとともに、國としてこれらの
特異な被害者の治療等につき医学的
見地から深い研究をすすめる要があ
る。

一六〇

よつて政府は、すみやかに、これらに対する必要な健康管理と医療とにつき、適切な措置を講じ、もつて障害者の治療について遺憾なきを期せられたい。

右決議する。

「古川文吉君登壇」

○古川文吉君 たいま議題となりまして、自由民主党及び日本社会党共同提案の原爆障害者の治療に関する決議案について、提案者を代表して提案の趣旨説明をいたします。

原爆障害者の治療に関する決議案

昭和二十年八月広島市及び長崎市に投ぜられた原子爆弾は、わが国医学史上かつて経験せざる特異な障害を残し、十年後の今日、なお多数の要治療者をかぞえるほか、これによる死者も相繼ぎ、障害者はきわめて不安な生活を送っており、人道上的見地から考えてもまことに憂慮にたえないとともに、国としてこれらの特異な被害者の治療につき医学的見地から深い研究をすすめる要がある。

よつて政府は、すみやかに、これらに対する必要な健康管理と医療とにつき、適切な措置を講じ、もつて障害者の治療について遺憾なきを期せられたい。

右決議する。

以上であります。

御承知の通り、昭和二十年八月広島、長崎に投下されました原子爆弾は、阿市民の大半を死亡せしめました。また、爆心地から四キロ以内におつた者及び爆発から二週間以内に焦

土に足を入れた者は、みな放射能の影響を受けたのであります。その被害者の数は、昭和二十五年の国勢調査によると約二十九万人で、そのうち、広島、長崎に居住する者二十三万人、全国各地に散在する者六万人であります。この原子爆弾による障害は、わが国医学上かつて経験したことのない特異なものであります。放射能による脱毛、出血、下痢等の症状は、一時小康を得て治療するかに見えても、その喜びはつかの間で、再び悪化し、やけどのあとが隆起し、手術をしても効果なく、そのあとは常に痛み、ことに暑さ寒さには耐えがたき疼痛を覚えて、生ける心地なく、人間としての氣力を失い、その上醜い姿と變り果てて、全く人生に絶望を感じております。(拍手)

さらに、放射能による血液疾患については、今日まで医学上いまだ完全なる治療方法が発見されず、年々多数の死亡者を出し、その被害の深刻さは外部疾患より一そう悲惨であります。(拍手)

(拍手)本年になつて、広島市で二十二名、長崎市で十名の死亡者を出しております。その日からすでに十一年余を過ぎた今日、なお約三十万に近き被害者は、毎日、あるいは障害の苦痛に呻吟し、あるいは死の恐怖におびえ、まことに不安な生活を送っております。実に気の毒であります。人道上からも、とうていこのまま放置することはできません。(拍手)

政府はすでに昭和二十九年より被害者の精密検査と研究治療を実施しておりますが、従来程度のやり方では、これを根本的に解決することはできません。広島、長崎を通じてなお精密検査を要する者三万七千六百六十一名、

至急治療を要する者八千六百三十二名があるといわれております。その他、全国各地に居住する被害者の中にも、精密検査を要する者、至急治療を要する者多数あることと思ひます。今次戦争の被害者は多数かつ多岐にわたつておりますが、原子爆弾の被害者は特殊なものであるにかんがみ、政府は、医学的見地から深い研究を進めるとともに、すみやかにこれら被害者に対する必要な健康管理と医療とにつき国費をもつて適切な措置を講じ、障害者の治療について万遺憾なきようにせられたい。

以上が本決議案提案の趣旨であります。議員各位、私は各位全員の御賛成を望んでやみません。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 討論の通告があります。これを許します。今村等君。

「今村等君登壇」

○今村等君 私は、日本社会党を代表して、たいま上程されました原爆障害者の治療に関する決議案に對しまして賛成の意を表するものであります。(拍手)

原爆被害者救護の問題は、長崎、広島等一地方の特殊問題ではなく、原水爆禁止問題とともに、全国民すべての熱望しつづける重要課題であります。のろわしの原爆兵器の洗礼を受けた長崎、広島は、原爆の惨状は筆舌に尽しがたく、今世紀最大の悲慘事でありました。当時、二十五万の市民が両市においてその犠牲に供せられたのであります。そして、やうと生き残り、原爆症の不安におののきながら両市に居住する者は約二十万人、その他、全国各地に散在して約六万人であります。そのうち原爆障害者として精密検査を要する者約五万数千人を数え、そのうち少くとも一万一千人が至急治療を要する者であるといわれておるのであります。しかるに、現在多少なりとも治療を受けた者は、わずかにその割の一千人ぐらゐにすぎないのであります。原爆投下の苦汁をなめてより、はや十一星霜を経ている今日、原爆障害者の援護措置はきわめて微々たるものであります。申しわけのないものであつて、原爆による死亡者に対する国家補償については、戦傷病者戦死者遺族等援護法の一部修正によつて、長崎、広島における国民義勇隊、勤労動員学徒、徴用工等、国家の権力によつて徴用された者で原爆によつて死亡した者に対しては三万円の弔慰金の支給の実現を見たくらいで、その死亡者に対してすらかくのごときでありまして、生存者の治療あるいはその他の援護の問題に至つては、ただ、昭和三十年度に、両市の地元関係者の治療費の予算化の運動により、一千二百四十四万円を一般会計に計上せしめ、昭和三十一年度予算には、前年度の倍額二千五百六十八万円を計上せしめたにすぎず、何ら法的措置は講ぜられていないのであります。最近特に放射能による血液疾患の死亡者が続出し、今年だけでも、長崎市において十名、広島市においては二十二名の死亡者を出し、全国二十九万人の生存者は、不安の念にかられ、死の恐怖におののいておるのであります。また、外部障害者は、幾度かの手術の効果もなく、やけどのあとがむごたらしく、ケロイドの痛みは暑さ寒さに激痛を覚えて体力は減退し、特に当時動員されて被爆した女学生たちは現

在妙齡の域に達し、生まれもつかぬ醜い自分の姿に人生の希望を失ひ、みずからの尊き生命を絶つ者さえも出するに至つたのであります。

かかる重大なる事情に徴しまして、今日問題になるのは治療の実施にかんがみ、治療費の単価、精密検査の単価についても、レントゲン検査等を含めた十分なる診断を行う必要があり、また、二十九万人の生存者に対する健康管理を実施する必要があるものであります。さらに肝要なことは、治療を受けるために生活に支障を来し、そのために治療を受けることをためらう者が多数おるのであります。かかる人たちは生活保障の要があるのであります。人道に上置することのできない原爆障害者の援護の問題が今日まで等閑に付されておつたことは、まことに心外に存するものであります。(拍手)

本日ここに決議案が上程されましたことは、まことに喜ばしきことであります。新たな施策並びに予算の裏づけ等、原爆障害者援護法制定の一日もすみやかならんことを希求いたしまして、本決議案に對し満腔の賛意を表するとともに、満場の諸君の絶大な御賛同を切望する次第でございます。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

昭和三十一年十二月十二日 衆議院會議第十七号 議長の報告

この際厚生政務次官から発言を求められております。これを許します。厚生政務次官山下春江君。

〔政府委員山下春江君登壇〕

○政府委員(山下春江君) ただいまの御決議にありましたように、広島、長崎両市に投下せられた原子爆弾による障害は、わが国医学史上かつてその経緯を見ないところでございまして、非常な特異な障害を残し、多数の治療を要する方があるほか、この障害によると考えられます死者も少くございませぬ状態でございます。これが治療と健康の保持はまことに緊急の重要事と考えております。政府といたしましても、このような事態にかんがみまして、昭和二十九年から精密検査を行い、昭和三十年からは研究治療を進めて参ったのでありますが、今度さらには立法化の措置等によりまして御趣旨に沿うべく鋭意努力をいたす決意をいたしております。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 明十三日は会期終了日でありますので、午前十時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時三十三分散会

出席国務大臣 石橋 湛山君
通商産業大臣 太田 正孝君
国務大臣 山手 満男君
出席政府委員 根本龍太郎君
内閣官房長官 森下 國雄君
外務政務次官 山下 春江君
大蔵政務次官 山手 満男君
厚生政務次官 牛丸 義留君
厚生大臣官 房総務課長 山口 正義君
厚生省公衆衛生局長 山口 正義君

朗読を省略した報告

一、去る四日国会において議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件
一、去る四日本院は運輸審議会委員に武田元君及び深水六郎君を任命したことにつき承認することを議決した

一、去る四日本院は商品取引所審議会会長に向井鹿松君を、同委員に石黒武重君、柿沼谷蔵君、島岡君及び藤田国助君を任命したことにつき承認することを議決した旨内閣に通知した

一、去る四日本院は日本銀行政策委員会委員に千金良三郎君及び原邦造君を任命することに同意した旨内閣に通知した

一、去る四日参議院議長は鳩山内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

自治庁選挙部長 兼子 秀夫
一、鳩山内閣総理大臣から衆議院議長宛、去る四日議長において承認した兼子秀夫を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る五日参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言の批准について承認を求めるの件
貿易の発展及び最恵国待遇の相互許与に關する日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の議定書の批准について承認を求めるの件
北西太平洋の公海における漁業に關する日本国とソヴィエト社会主義共

和国連邦との間の条約の締結について承認を求めるの件

一、去る五日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

在外私貨公債の処理に關する法律
昭和三十一年度の食糧管理特別会計の借入限度等の特例に關する法律
在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律

一、去る六日本院は第二十五回国会の会期を十二月七日から十二月十三日まで七日間延長することを議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

一、去る八日参議院議長から、国会において議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

電気事業及び石炭鉱業における爭議行為の方法の規制に關する法律附則第二項の規定により、同法を存続させるについて、国会の議決を求めるの件

一、昨十一日、内閣総理大臣から、アメリカ合衆国ニュー・ヨークにおいて開催の国際連合第十一回総会に出席するための日本政府代表に参議院議員佐藤尚武君を、同日本政府代表顧問に本院議員植原悦二郎君、同北村徳太郎君、同松岡剛吉君、参議院議員岡田宗司君及び同黒川武雄君を任命するについて、外務公務員法第八條第三項の規定に基き本院の議決を得た旨の要求書を受領した。

一、今十二日召集に應じた議員は次の通りである。

熊本県第二選出 川村 健義君
一、去る四日社会労働委員会において、次の通り理事を補充選任した。

理事 中川 俊思君(理事中川俊思君去る三日委員辞任につきその補充)

一、去る四日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 中島 巖君
文教委員 鈴木 義男君
社会労働委員 多賀谷眞稔君
阿部 五郎君

多賀谷眞稔君 阿部 五郎君
建設委員 渡邊 徳藏君
川村 健義君 辻原 弘市君
予算委員 八坂 正君
決算委員 八坂 正君

一、去る四日議長において、次の通り常任委員の補充を指名した。

内閣委員 川村 健義君
文教委員 辻原 弘市君
社会労働委員 阿部 五郎君
多賀谷眞稔君
阿部 五郎君
建設委員 渡邊 徳藏君
川村 健義君
予算委員 八坂 正君
決算委員 八坂 正君

一、去る五日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

外務委員 鈴木 義男君
大蔵委員 渡邊 徳藏君
石山 權作君 渡邊 徳藏君
社会労働委員 小川 半次君 高橋 等君
中島 茂喜君 阿部 五郎君

白井 莊一君 園田 直君
長谷川四郎君 多賀谷眞稔君
商工委員 淵上房太郎君
阿部 均君

運輸委員 志村 茂治君
通信委員 井手 以誠君
予算委員 川俣 清吉君
決算委員 白井 莊一君 山本 正一君
片山 港君 神近 市子君
中島 茂喜君

一、去る五日議長において、次の通り常任委員の補充を指名した。

外務委員 阿部 五郎君
大蔵委員 渡邊 徳藏君
社会労働委員 小牧 次生君
長谷川四郎君 園田 直君
白井 莊一君 多賀谷眞稔君
中島 茂喜君 高橋 等君
小川 半次君

商工委員 阿部 五郎君
運輸委員 井手 以誠君
通信委員 志村 茂治君
予算委員 神近 市子君
決算委員 中島 茂喜君 南 好雄君
八百板 正君 川俣 清吉君
白井 莊一君

一、去る六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 川村 健義君
地方行政委員 西村 力弥君
予算委員 神近 市子君

決算委員

川俣 清吉君

内田 常雄君
菅 太郎君
小山 亮君
加藤 精三君
鹿野 彦吉君鹿野 彦吉君
塚田十一郎君
大倉 三郎君
小山 長規君鹿野 彦吉君
塚田十一郎君
大倉 三郎君
小山 長規君鹿野 彦吉君
塚田十一郎君
大倉 三郎君
小山 長規君鹿野 彦吉君
塚田十一郎君
大倉 三郎君
小山 長規君鹿野 彦吉君
塚田十一郎君
大倉 三郎君
小山 長規君一、去る六日議長において、次の通り
常任委員の補欠を指名した。内閣委員
地方行政委員
予算委員
決算委員
議院運営委員西村 力弥君
川村 義義君
川俣 清吉君
神近 市子君西村 力弥君
川村 義義君
川俣 清吉君
神近 市子君西村 力弥君
川村 義義君
川俣 清吉君
神近 市子君西村 力弥君
川村 義義君
川俣 清吉君
神近 市子君西村 力弥君
川村 義義君
川俣 清吉君
神近 市子君西村 力弥君
川村 義義君
川俣 清吉君
神近 市子君一、去る十日通信委員伊藤好道君は死
去された。一、昨十一日議長において、次の常任
委員の辞任を許可した。内閣委員
赤澤 正道君
川崎末五郎君
安藤 覺君
一、昨十一日議長において、次の通り
常任委員の補欠を指名した。内閣委員
川崎末五郎君
安藤 覺君
一、昨十一日議長において、次の通り
常任委員の補欠を指名した。内閣委員
川崎末五郎君
安藤 覺君
一、昨十一日議長において、次の通り
常任委員の補欠を指名した。内閣委員
川崎末五郎君
安藤 覺君
一、昨十一日議長において、次の通り
常任委員の補欠を指名した。内閣委員
川崎末五郎君
安藤 覺君
一、昨十一日議長において、次の通り
常任委員の補欠を指名した。内閣委員
川崎末五郎君
安藤 覺君
一、昨十一日議長において、次の通り
常任委員の補欠を指名した。内閣委員
川崎末五郎君
安藤 覺君
一、昨十一日議長において、次の通り
常任委員の補欠を指名した。内閣委員
川崎末五郎君
安藤 覺君
一、昨十一日議長において、次の通り
常任委員の補欠を指名した。内閣委員
川崎末五郎君
安藤 覺君
一、昨十一日議長において、次の通り
常任委員の補欠を指名した。内閣委員
川崎末五郎君
安藤 覺君
一、昨十一日議長において、次の通り
常任委員の補欠を指名した。内閣委員
川崎末五郎君
安藤 覺君
一、昨十一日議長において、次の通り
常任委員の補欠を指名した。国土総合開発特別委員
亘 四郎君

亘 四郎君

亘 四郎君

亘 四郎君

亘 四郎君

亘 四郎君

一、去る五日議長において、次の通り
特別委員の補欠を指名した。国土総合開発特別委員
町村 金五君

町村 金五君

町村 金五君

町村 金五君

一、去る四日内閣から提出した議案は
次の通りである。健康保険法等の一部を改正する法律
案健康保険法等の一部を改正する法律
案健康保険法等の一部を改正する法律
案健康保険法等の一部を改正する法律
案健康保険法等の一部を改正する法律
案健康保険法等の一部を改正する法律
案健康保険法等の一部を改正する法律
案健康保険法等の一部を改正する法律
案健康保険法等の一部を改正する法律
案健康保険法等の一部を改正する法律
案健康保険法等の一部を改正する法律
案健康保険法等の一部を改正する法律
案本院で継続審査をした次の本院提出
案を参議院に送付した。教育公務員特例法及び教育公務員特
例法第三十二条の規定の適用を受け
る公立学校職員等について学校看護
婦としての在職を準教育職員として
の在職とみなすことに関する法律の
一部を改正する法律案一、去る四日参議院に送付した内閣提
出案は次の通りである。在外公館の名称及び位置を定める法
律の一部を改正する法律案一、去る四日参議院に送付した内閣提
出案は次の通りである。在外公館の名称及び位置を定める法
律の一部を改正する法律案一、去る四日参議院に送付した内閣提
出案は次の通りである。在外公館の名称及び位置を定める法
律の一部を改正する法律案一、去る四日参議院に送付した内閣提
出案は次の通りである。在外公館の名称及び位置を定める法
律の一部を改正する法律案一、去る四日参議院に送付した内閣提
出案は次の通りである。在外公館の名称及び位置を定める法
律の一部を改正する法律案一、去る四日参議院に送付した内閣提
出案は次の通りである。在外公館の名称及び位置を定める法
律の一部を改正する法律案一、去る四日参議院に送付した内閣提
出案は次の通りである。在外公館の名称及び位置を定める法
律の一部を改正する法律案一、去る四日参議院に送付した内閣提
出案は次の通りである。在外公館の名称及び位置を定める法
律の一部を改正する法律案一、去る四日参議院に送付した内閣提
出案は次の通りである。在外公館の名称及び位置を定める法
律の一部を改正する法律案一、去る四日参議院に送付した内閣提
出案は次の通りである。農業委員会等に関する法律の一部を
改正する法律案(村松久君外七名
提出、衆法第七号)昭和三十一年の災害による被害農家
に対する米穀の売渡の特例に関する
法律案(笹山茂太郎君外七名提出、
衆法第八号)一、去る六日議長から提出した議案は
次の通りである。一、去る五日予備審査のため次の本院
議員提出案を参議院に送付した。農業委員会等に関する法律の一部を
改正する法律案(村松久君外七名
提出)一、去る六日議長から提出した議案は
次の通りである。一、去る五日予備審査のため次の本院
議員提出案を参議院に送付した。農業委員会等に関する法律の一部を
改正する法律案(村松久君外七名
提出)一、去る五日予備審査のため次の本院
議員提出案を参議院に送付した。農業委員会等に関する法律の一部を
改正する法律案(村松久君外七名
提出)一、去る五日予備審査のため次の本院
議員提出案を参議院に送付した。農業委員会等に関する法律の一部を
改正する法律案(村松久君外七名
提出)一、去る五日予備審査のため次の本院
議員提出案を参議院に送付した。農業委員会等に関する法律の一部を
改正する法律案(村松久君外七名
提出)一、去る五日予備審査のため次の本院
議員提出案を参議院に送付した。農業委員会等に関する法律の一部を
改正する法律案(村松久君外七名
提出)一、去る五日予備審査のため次の本院
議員提出案を参議院に送付した。農業委員会等に関する法律の一部を
改正する法律案(村松久君外七名
提出)一、去る五日予備審査のため次の本院
議員提出案を参議院に送付した。一、去る六日議長から提出した議案は
次の通りである。一、去る六日議長から提出した議案は
次の通りである。一、去る六日議長から提出した議案は
次の通りである。一、去る六日議長から提出した議案は
次の通りである。一、去る六日議長から提出した議案は
次の通りである。一、去る六日議長から提出した議案は
次の通りである。一、去る六日議長から提出した議案は
次の通りである。一、去る六日議長から提出した議案は
次の通りである。一、去る六日議長から提出した議案は
次の通りである。一、去る六日議長から提出した議案は
次の通りである。一、去る六日議長から提出した議案は
次の通りである。一、去る六日議長から提出した議案は
次の通りである。一、去る六日議長から提出した議案は
次の通りである。一、去る六日議長から提出した議案は
次の通りである。一、去る六日議長から提出した議案は
次の通りである。一、去る六日議長から提出した議案は
次の通りである。

